証券コード：2999

Home Position

第35回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2024年11月27日（水曜日）午前10時
受付開始：午前９時30分

開催場所

東京証券会館
９階　会議室
東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
（開催場所が過去に開催した場所と著しく離れた場所となりましたのは、当社本社機能が東京本部に所在しているためであります。ご来場の際は、末尾の、定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議　　案

第１号議案　監査等委員でない取締役
　　４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役
　　１名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2024年11月26日（火曜日）午後６時まで

ホームポジション株式会社

ごあいさつ



代表取締役社長

伴野　博之

株主の皆様におかれましては、平素よりご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第35回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたりまして、ごあいさつ申し上げます。

当社は1989年の創業以来、新しい住宅環境の創造を通じて、人々の生活の向上と地域社会の発展に貢献したいと考え、事業展開を進めております。

最近ではデザイン性を重視し、「一棟一棟個性のある住宅」に加え、統一感のある街並みと風景を追求した分譲地の商品開発に取り組み、コストを抑え、品質・性能・居住性を追求した住み心地の良い住宅を提供しております。

当社は、上場会社としての社会的責任を自覚し、創業の地となる静岡県を中心とする東海エリアはもとより、関東エリアにおいてもさらなる成長を目指し、企業価値の向上により一層努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年11月

株主各位

証券コード 2999
（発送日）2024年11月12日
（電子提供措置の開始日）2024年11月 5日
静岡県静岡市清水区吉川260番地

ホームポジション株式会社
代表取締役社長 **伴野 博之**

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

■当社ウェブサイト
https://www.homeposition.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「企業サイトへ」「ＩＲ情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）
　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

■株主総会資料ウェブサイト
https://d.sokai.jp/2999/teiji/

■東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ホームポジション」又は「コード」に当社証券コード「2999」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議案に対する賛否をご入力のうえ、2024年11月26日（火曜日）午後６時までに議決権をご行使ください。
［書面（郵送）による議決権行使の場合］
　議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年11月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付ください。

敬　具

記

1 日　　時	**2024年11月27日**（水曜日）**午前10時（受付開始：午前９時30分）**
2 場　　所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号　東京証券会館　９階　会議室 （開催場所が過去に開催した場所と著しく離れた場所となりましたのは、当社本社機能が東京本部に所在しているためであります。ご来場の際は、末尾の、定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　第35期（2023年９月１日から2024年８月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 **決議事項**　**第1号議案**　監査等委員でない取締役４名選任の件 **第2号議案**　監査等委員である取締役１名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  計算書類の「個別注記表」

  従いまして、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年11月27日（水曜日）
午前10時
（受付開始：午前９時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年11月26日（火曜日）
午後6時到着分まで

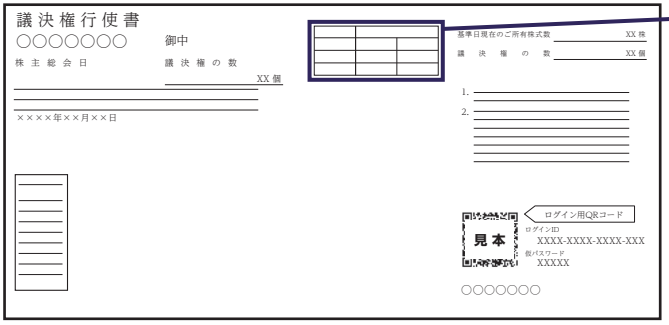
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月26日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

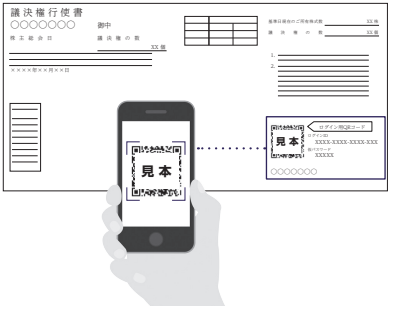
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

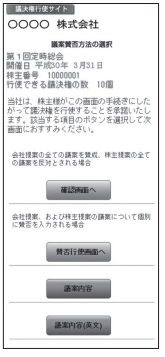
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

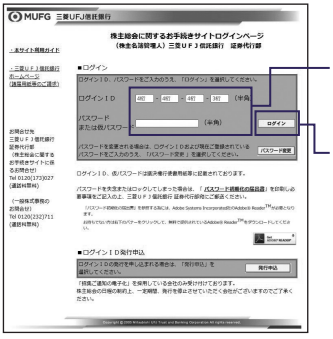


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

事業報告（2023年９月１日から2024年８月31日まで）

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、円安を背景としたインバウンド需要や個人消費の改善により、サービス消費を中心に経済活動の正常化の流れが活発化しております。一方、ウクライナ情勢の長期化や中東地域での緊張の高まり等により、継続してエネルギー価格等の高騰を背景とした景気下押しリスクがあり、実体経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の属する不動産業界におきましては、政府による住宅ローン減税など各種の住宅取得支援制度が継続して実施される一方で、木材をはじめとする建築資材価格の高止まりが続いております。また住宅ローン変動金利はこれまで低水準を維持してきたものの、日銀の金融施策により緩やかに上昇することが想定される等、継続して好悪の材料が交錯しております。

このような状況のもと、当社は『「家がほしい」すべての人のために。』を企業理念とし、品質・性能・居住性・デザイン性に優れた住宅をお求めになりやすい価格で提供し、シェア拡大に努めてまいりました。

前期から続いている東海エリアや一部郊外物件における業界全体の過剰在庫の状況は、前期と同様に夏場に向けて一時的に解消に向かうことを想定しておりましたが、一部エリアにおいて過剰在庫の状況が長引いており、販売価格の回復が遅れ、売上高の減少及び販売価格の下落に伴う棚卸資産評価損の計上により、営業利益、経常利益及び当期純利益については前期を大幅に下回りました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高19,730,322千円（前期比0.6％減）、営業損失570,429千円（前期は377,407千円の利益）、経常損失754,226千円（前期は172,019千円の利益）、当期純損失691,102千円（前期は120,969千円の利益）となりました。

	第34期（2023年８月期）	第35期（2024年８月期）	前期比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減額（百万円）	増減率
売上高	19,849	19,730	118減	0.6％減
営業利益又は営業損失（△）	377	△570	947減	－
経常利益又は経常損失（△）	172	△754	926減	－
当期純利益又は当期純損失（△）	120	△691	812減	－

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は119,533千円であり、その主な内容は、賃貸事業用地の取得に伴うもの98,553千円、海老名支店開設に伴うもの6,455千円であります。

③ 資金調達の状況

土地仕入資金の過半を金融機関より借入金として調達していますが、土地購入以外にも長期借入金として当事業年度中に総額599,100千円の調達を行いました。また、総額150,000千円の無担保社債を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第32期 (2021年８月期)	第33期 (2022年８月期)	第34期 (2023年８月期)	第35期 (2024年８月期)
売上高	(千円)	13,425,012	18,441,252	19,849,019	19,730,322
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	658,063	710,467	172,019	△754,226
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	419,285	476,108	120,969	△691,102
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	(円)	91.35	98.37	20.20	△115.30
総資産	(千円)	12,018,573	13,278,303	15,074,820	11,632,404
純資産	(千円)	3,123,854	4,179,562	4,150,782	3,441,726
１株当たり純資産額	(円)	680.58	697.76	692.95	571.07

(注) 当社は、2022年５月18日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属する不動産業界におきましては、首都圏の戸建住宅に対する需要は底堅い面がある一方で、住宅価格の上昇と新型コロナウイルスの感染拡大が一定の落ち着きを見せたことによる戸建住宅需要の一服もあり、地方エリアを中心に完成在庫が増加傾向となるなど、受注環境の悪化が懸念される厳しい事業環境が続いております。

このような状況の下、当社は中長期的にさらなる収益力向上を図る観点から、以下の事項を対処すべき課題として認識し、着実に取り組んでまいります。

① 関東エリアのシェア拡大

当社は東海エリア（静岡県２、愛知県１）に３拠点、関東エリア（東京都２、神奈川県３、埼玉県１）に６拠点を構えております。当社が今後、事業規模を拡大させるには、需要が底堅く、かつデザインによる差別化が図られている関東エリアでのシェアを拡大させる必要があると考えております。そのためには、関東エリアの既存店による販売棟数を拡大することで全社の売上成長を牽引し、シェア拡大に取り組んでまいります。

② プロジェクト用地取得の強化

当社の行う戸建分譲事業において、プロジェクト用地の仕入は最も重要な施策であると認識しております。プロジェクト用地の仕入には仲介業者を通じた仕入を多く行っておりますが、常に新規の仲介業者の開拓を行い、既存の仲介業者との密接な関係を継続的に構築しながら、不動産情報についてもより多方面から取得していく仕組みを築き上げ、プロジェクト用地取得の強化に向けて取り組んでまいります。

③ 収益力の改善

収益力の改善においては、販売在庫の管理を徹底してまいります。これまでも一定の基準による管理を行っておりましたが、今後は販売ルールをより厳格にしてまいります。これにより在庫回転率が向上し、ひいては値引きリスクの軽減及び利益率の改善に繋がるものと考えております。加えて、戸建分譲住宅以外に土地の開発分譲も積極的に行うことで、利益拡大を図ってまいります。

④ 人財の確保・育成

当社では、従業員を重要な経営資源（人財）として認識しております。当社が引き続き持続的な成長をしていくために、不動産・住宅事業に関連する知見及び経験が豊かな人財の確保と当社事業を牽引する人財の育成を積極的に行うことで、企業価値の向上に取り組んでまいります。

⑤ 資金調達

当社のプロジェクト遂行には資金力が不可欠であり、各金融機関よりプロジェクト毎に規模、期間を考慮しながら機動的な資金調達を行っております。あわせて、「(9) その他会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、ケイアイスター不動産株式会社に対する第三者割当増資による資金調達も実施しており、競争力の強化及びシェア拡大の加速を目指しております。

今後も、資金効率の最適化及び金融費用の低減を図り、在庫管理及び財務管理の品質向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年8月31日現在)

事業区分	事業内容
戸建分譲事業	木造分譲住宅の企画、用地仕入、宅地開発、設計、施工及び販売

(6) 主要な営業所 (2024年8月31日現在)

本店	静岡県静岡市
支店	静岡支店　：　静岡県静岡市 神奈川支店　：　神奈川県横浜市 相模原支店　：　神奈川県相模原市 海老名支店　：　神奈川県綾瀬市 城東支店　：　東京都葛飾区 町田支店　：　東京都町田市 大宮支店　：　埼玉県さいたま市 浜松支店　：　静岡県浜松市 名古屋支店　：　愛知県名古屋市

(注) 1. 2024年1月15日付で海老名支店を開設しました。
2. 2024年8月31日付で横浜支店を閉鎖しました。
3. 本店・支店以外に東京都中央区に東京本部が所在いたします。

(7) 使用人の状況 (2024年8月31日現在)

使用人数	平均年齢	平均勤続年数	前事業年度末比増減
95名	42.5歳	4.1年	5名減

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. パート社員の総数は、使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 当社の事業は、戸建分譲事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年８月31日現在)

借入先	借入金残高（千円）
株式会社静岡銀行	1,248,938
株式会社清水銀行	831,869
株式会社りそな銀行	340,900
株式会社商工組合中央金庫	322,250
浜松磐田信用金庫	271,484
株式会社名古屋銀行	266,291
株式会社武蔵野銀行	251,131
株式会社神奈川銀行	250,400
株式会社山梨中央銀行	241,700
株式会社足利銀行	224,200
株式会社三菱UFJ銀行	187,500

(注) 株式会社静岡銀行の借入金残高には社債の残高62,400千円、株式会社清水銀行の借入金残高には社債の残高200,000千円、浜松磐田信用金庫の借入金残高には社債の残高100,000千円、株式会社山梨中央銀行の借入残高には社債の残高70,000千円、株式会社足利銀行の借入金残高には社債の残高75,000千円、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の借入金残高には社債の残高187,500千円がそれぞれ含まれております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年９月19日開催の取締役会において、ケイアイスター不動産株式会社（以下「ケイアイスター不動産」といいます。）を割当先とする第三者割当による普通株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うこと及びケイアイスター不動産との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する契約を締結することについて決議いたしました。本資本業務提携の概要は以下のとおりです。

①資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、ケイアイスター不動産に対し、当社普通株式3,333,400株（本第三者割当後の持株比率35.61％）を割り当てます。

②業務提携の内容

本資本業務提携において、当社とケイアイスター不動産は、当社の関東エリア及び東海エリアにおける戸建分譲事業について業務提携を行い、当該業務提携の実施は、別途当事者間で次の各事項に掲げる施策を誠実に協議・検討して決定していく予定です。

・当社における、ケイアイスター不動産の設計・施工方針、グループ購買方針、標準積算方針、品質管理方針等のケイアイスター不動産のノウハウ・リソースを用いた事業開発及び事業プロセスの構築
・ケイアイスター不動産による、当社の関東エリア及び東海エリアにおける事業開発及び資金調達の支援（建築費用の原価低減、及び、取引金融機関の開拓・紹介支援等を含みます。）
・上記のほか、当事者が別途合意する事項

2 株式の状況 (2024年８月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　18,360,000株

(2) 発行済株式の総数　6,026,798株

(注) 当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は36,798株増加しております。

(3) 株主数　3,470名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
伴野　博之	2,956,000	49.04
伴野アセットマネジメント株式会社	500,000	8.29
野村證券株式会社	160,600	2.66
ａｕカブコム証券株式会社	123,800	2.05
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN (CASHPB)	101,700	1.68
ホームポジション従業員持株会	79,262	1.31
海野　純子	36,798	0.61
むさし証券株式会社	16,800	0.27
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	15,500	0.25
島田　佳代子	12,000	0.19

(注) 1. 自己株式は所有しておりません。
2. 持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 第１回新株予約権

			第１回新株予約権
発行決議日			2016年８月４日
新株予約権の数			12,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１			普通株式 72,000株 (新株予約権１個につき ６株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１			新株予約権１個当たり 1,952円 (１株当たり 326円)
権利行使期間			2018年８月６日から 2026年８月４日まで
行使の条件			（注）２
役員の保有状況（注）１	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 5,867個 目的となる株式数 35,202株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) 1. 2019年７月18日付で行った１株を３株とする株式分割、及び2022年５月18日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合その他正当な理由による場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(4) 当社の普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

② 第２回新株予約権

			第２回新株予約権
発行決議日			2017年７月25日
新株予約権の数			6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１			普通株式 36,000株 (新株予約権１個につき ６株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１			新株予約権１個当たり 1,952円 (１株当たり 326円)
権利行使期間			2019年７月26日から 2027年７月25日まで
行使の条件			（注）２
役員の保有状況（注）１	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 6,000個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) 1. 2019年７月18日付で行った１株を３株とする株式分割、及び2022年５月18日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合その他正当な理由による場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(4) 当社の普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 第３回新株予約権

			第３回新株予約権
発行決議日			2021年８月27日
新株予約権の数			146,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１			普通株式　292,000株 (新株予約権１個につき　２株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１			新株予約権１個当たり　1,489円 (１株当たり　745円)
権利行使期間			2023年８月28日から 2031年８月27日まで
行使の条件			（注）２
役員の保有状況（注）１	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　126,000個 目的となる株式数　252,000株 保有者数　3名
		社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数　20,000個 目的となる株式数　40,000株 保有者数　1名

(注) 1. 2022年５月18日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は調整されております。
2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合その他正当な理由による場合にはこの限りではない。
(2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
(4) 当社の普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年８月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伴野　博之	伴野アセットマネジメント(株)代表取締役社長
取締役	海野　純子	設計施工本部長 兼 業務改善推進室長
取締役（常勤監査等委員）	菊地　隆夫	
取締役（監査等委員）	長町　真一	(弁)御宿・長町法律事務所代表 (株)パーキングマーケット取締役 リボーン債権回収(株)取締役
取締役（監査等委員）	小林　秀一	小林法務会計事務所代表

(注) 1. 取締役（監査等委員）菊地隆夫氏、長町真一氏及び小林秀一氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）菊地隆夫氏及び小林秀一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・菊地隆夫氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・小林秀一氏は、税理士の資格を有しております。
3. 2024年8月31日をもって、松田三幸氏は取締役を辞任いたしました。
4. 菊地隆夫氏を常勤の監査等委員として選定している理由は、日常的に重要な社内会議へ出席することにより情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査・監督の実効性を高めるためであります。
5. 当社は、取締役（監査等委員）菊地隆夫氏、長町真一氏及び小林秀一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
海野　純子	取締役 設計施工本部長 兼 業務改善推進室長	常務取締役 設計施工本部長	2024年9月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である各取締役とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

１．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、公正かつ透明性の高い手続きを確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るために、取締役である海野純子氏及び監査等委員である社外取締役２名（菊地隆夫氏及び長町真一氏）より構成される任意の指名・報酬委員会を設置しております。

当社は、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等につきまして、2021年２月26日開催の定時取締役会、2021年８月27日開催の臨時取締役会において下記a.からe.に記載のとおり決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬額については、株主総会で承認された総額の範囲内で任意の指名・報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員）の報酬は原則として固定報酬のみであり、株主総会で承認された総額の範囲内で、任意の指名・報酬委員会における審議を経たうえで、監査等委員会の協議により決定しております。なお、常勤である取締役(監査等委員)１名につきましては、2021年８月27日開催の臨時株主総会及び定例取締役会において、第３回新株予約権の発行及び付与の決議をそれぞれ行っております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社が持続的な成長を図っていくために、業績の向上や企業価値の向上に対するインセンティブとして有効に機能すること及び決定手続きの透明性を確保することを、基本方針とします。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成します。

なお、今後も法の趣旨に照らし、また他社の動向等も考慮のうえ、必要に応じて、報酬体系（基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等）の見直しを行うものとします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、取締役の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）の個別額については、コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会において、各人別の年額（月例定額制）を決議します。

なお、固定報酬としての基本報酬については、株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、当社の経営状況、財務状況及び経済情勢等の各種状況を踏まえながら、各取締役について、①業績や事業に対する貢献度、②これまでの会社に対する貢献、③役位、管掌部門に対する職責等を勘案して、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、基本報酬（金銭報酬）として個別支給額の素案を作成した後、報酬水準の妥当性等について監査等委員会の意見の有無を確認した後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業績に連動した報酬である賞与については、株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、取締役の任期１年間の成果に報いる趣旨で、コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会において、各人別の支給額を決議します。

なお、支給額は、株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、当社の経営状況、財務状況及び経済情勢等の各種状況を業績指標としての内容として踏まえながら、各取締役について、①業績や事業に対する貢献度、②役位、管掌部門に対する職責等を勘案して、支給の可否及びその額を、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、金銭報酬としての個別支給額の素案を作成した後、報酬水準の妥当性等について監査等委員会の意見の有無を確認した後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の業績向上や中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めること等を目的として、必要に応じて、株主総会で決議した範囲内において、ストックオプション（新株予約権）を付与します。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、その付与の要否を含めて、各取締役における、①業績向上や中長期的な企業価値向上に対する貢献期待度、②役位、管掌部門に対する職責等を勘案して、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、個別付与数の素案を作成した後、報酬水準の妥当性等について監査等委員会の意見の有無を確認した後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

e. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とするものとします。

また、非金銭報酬等については、中長期的な企業価値向上に貢献し、かつ、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への意欲が高まるように、最適な支給割合とするものとします。

具体的な割合については、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、種類別の報酬割合を含めた個別支給額（非金銭報酬においては個別付与数）の素案を作成した後、種類別の割合の妥当性等について監査等委員会の意見の有無を確認した後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

2．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役 （うち社外取締役）	113,856 （－）	113,856 （－）	－ （－）	－ （－）	6名 （－名）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	16,770 （16,770）	16,770 （16,770）	－ （－）	－ （－）	3名 （3名）
合　計 （うち社外取締役）	130,626 （16,770）	130,626 （16,770）	－ （－）	－ （－）	9名 （3名）

(注)1. 取締役の報酬限度額は、2016年６月30日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額300百万円以内、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。
なお、当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員を除く）３名、取締役（監査等委員）３名です。
2. 当事業年度において業績連動報酬等の支給実績はございません。
3. 上表には、2023年11月28日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名、及び2024年8月31日をもって辞任した取締役１名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役菊地隆夫氏は、記載すべき重要な兼職先はありません。

・取締役長町真一氏は、（弁）御宿・長町法律事務所の代表、（株）パーキングマーケットの取締役及びリボーン債権回収（株）の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役小林秀一氏は、小林法務会計事務所の代表であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　菊地隆夫	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席いたしました。 取締役会においては、財務及び会計に関する知見及び経験豊富な経営者の観点から、適宜必要な発言を行うなど、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会においても、知見及び経験に基づき、適宜必要な発言を行い、監査意見の集約に中心的な立場として行動するなど、主導的な立場での活動を行っており、適切に役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会３回のうち全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役　長町真一	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、また当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席いたしました。 取締役会においては、弁護士としての法律・コンプライアンスに関する専門的な見地及び豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な発言を行うなど、独立した立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会においても、知見及び経験に基づき、監査内容についての意見交換をはじめ、適宜必要な発言を行っており、適切に役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会３回のうち全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役　小林秀一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に、また当事業年度に開催された監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。 取締役会においては、税理士としての専門的な見地及び豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な発言を行うなど、独立した立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会においても、知見及び経験に基づき、監査内容についての意見交換をはじめ、適宜必要な発言を行っており、適切に役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	金額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止３ヶ月（2024年１月１日から同年３月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（a）企業行動規範をはじめ、取締役及び使用人が順守すべき社内規程等を定め、法令等への順守体制を確立する。
（b）職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議の会議体又は稟議書により決定する。
（c）取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
（d）代表取締役社長直轄の内部監査室は、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施し、重要な結果についてはその結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
（e）法令違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
（f）反社会的勢力には全社において、組織的に毅然とした態度で対応し、必要に応じて警察等関係機関や顧問弁護士と連携する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会において、「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」その他の社内規程を整備するものとし、適宜見直すものとする。取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管、管理し、取締役が必要に応じて閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（a）当社は「リスク管理基本規程」を定め、経済的損失の危険の管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督する。
（b）経営上、重要事項に係るリスクは、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行う。
（c）市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等の個別のリスクについては、それぞれ社内規程に定める方法により、適切な管理を行う。
（d）労働災害、自然災害等への対応については、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（a）的確かつ迅速な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図りながら、素

早い意思決定と効率的な経営体制の構築に努める。

（b）取締役会は少なくとも月に１回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、会社の重要事項を決議するとともに、各取締役は他の取締役の業務執行を監督する。

（c）取締役会の下に経営会議を設置し、原則として月に１回開催する。経営会議では取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題等について協議・審議を行う。

（d）取締役会は、経営組織、各取締役の職務分掌を定め、各取締役は職務分掌に基づき適切に業務を執行する。

（e）取締役会の諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する任意の「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の指名、報酬及び報酬制度等の決定にあたり、客観性・公正性・透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会で決議を行う。

⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（a）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ当該補助使用人を任命する。

（b）当該補助使用人は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示・命令を受けないこととする。

（c）当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務の補助に係る業務を優先して行うものとする。

（d）当該補助使用人（他部署の使用人を兼務する者を含む）の人事異動、評価、懲戒処分等に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとする。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

（a）取締役会、経営会議といった会議体に限らず、取締役（監査等委員である取締役を除く。）より監査等委員に対して適宜又は監査等委員の求めに応じ情報提供を行う。

（b）常勤の監査等委員は経営会議に出席し、監査等委員会において又は他の監査等委員の求めに応じ他の監査等委員に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告する。

（c）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等に違反する事項、会社の信用、業績等に重大な影響を与える事項、または重大な影響を与えるおそれのある事項が発覚した時には、速やかに監査等委員会に報告する。

（d）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が職務の執行に関する事項の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものとし迅速かつ適切に対応す

る。

（e）内部監査室は、監査等委員会に対し、定期的に当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。

（f）コンプライアンス委員会は、監査等委員会に対し、定期的に当社における内部通報の状況の報告を行うものとする。

⑦ ⑥(c)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を利用した通報者又は監査等委員会に報告した取締役若しくは使用人が当該報告を行ったことを理由とした不利益となる一切の行為を禁止する。

⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した時は、速やかにこれに応じる。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（a）監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と連携、協力し、さらに各監査等委員との連携を高め、実効性のある監査を実施するものとする。

（b）１年に数回程度、監査等委員と代表取締役及び監査等委員でない取締役との間で定期的に意見の交換を実施する。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社の定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会を17回開催し、各取締役の職務執行状況の報告、質疑応答及び意見交換を行うことにより、取締役の相互監視機能による業務執行の監督を行っております。また、社内規程の整備、資金調達、支店開設・廃止その他重要事項につきましては、取締役会での審議及び決議を行い、ガバナンス機能の充実に努めております。

また、経営会議を12回開催し、全般的業務執行方針に関する事項などについて報告及び審議等がなされました。

② 監査等委員会を12回開催するとともに、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況の調査を実施しております。内部統制システムについては、取締役（監査等委

員である取締役を除く。）及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。

また、監査等委員全員は内部監査室と毎月情報共有を行っております。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど適宜情報共有を行っております。

③　コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を原則四半期毎に開催しております。コンプライアンス委員会では、法律改正への対応、コンプライアンスプログラムの検討、内部通報制度の運用状況の確認、他社不祥事事例の共有等を行いました。また、リスク管理委員会では、リスクの種類別の見直し、対応方針及び対応状況の確認や危機管理広報等について協議いたしました。

④　内部監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に亘り適宜、業務の有効性及び効率性、法令順守、財務報告の信頼性等の観点より内部監査を行い、その監査結果の代表取締役社長への報告を行っております。また適宜、監査等委員会、会計監査人との情報共有を行っております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財政状態・経営成績・事業計画等を勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であり、当面は１株当たり純利益に対する配当性向30％を目安として配当を実施していく方針であります。

剰余金の配当は年１回を基本的な方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年８月31日、中間配当の基準日は毎年２月末日とする旨を定款に定めております。

このような方針の下、第35期の期末配当につきましては、2024年10月24日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

① 配当財産の種類
　金銭といたします。
② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき10円　総額60,267,980円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日　2024年11月28日

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2024年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**11,152,104**
現金及び預金	2,662,937
完成工事未収入金	1,560
販売用不動産	2,882,014
仕掛販売用不動産	5,341,962
前渡金	100,699
前払費用	31,423
未収還付法人税等	26
その他	131,479
固定資産	**480,299**
有形固定資産	**295,900**
建物	117,069
構築物	1,955
工具、器具及び備品	17,531
土地	157,143
建設仮勘定	2,200
無形固定資産	**17,779**
ソフトウエア	17,143
電話加入権	635
投資その他の資産	**166,620**
出資金	490
長期前払費用	20,231
繰延税金資産	123,529
差入保証金	22,370
資産合計	**11,632,404**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**6,316,344**
工事未払金	559,583
短期借入金	4,645,470
１年内償還予定の社債	303,800
１年内返済予定の長期借入金	481,724
未払金	62,998
未払費用	39,923
未払法人税等	6,962
未払消費税等	43,706
前受金	59,350
預り金	20,567
賞与引当金	91,530
その他	727
固定負債	**1,874,333**
社債	671,100
長期借入金	1,188,764
資産除去債務	13,731
その他	737
負債合計	**8,190,678**
(純資産の部)	
株主資本	**3,441,726**
資本金	**395,798**
資本剰余金	**295,798**
資本準備金	295,798
利益剰余金	**2,750,130**
その他利益剰余金	2,750,130
別途積立金	179,000
繰越利益剰余金	2,571,130
純資産合計	**3,441,726**
負債純資産合計	**11,632,404**

損益計算書（2023年９月１日から2024年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**19,730,322**
売上原価	**18,503,378**
売上総利益	**1,226,943**
販売費及び一般管理費	**1,797,373**
営業損失	**570,429**
営業外収益	**22,381**
受取利息	164
受取配当金	9
受取手数料	17,532
解約手付金収入	1,500
助成金収入	1,707
その他	1,469
営業外費用	**206,178**
支払利息	137,059
社債利息	15,322
支払手数料	47,737
その他	6,059
経常損失	**754,226**
特別利益	**13,741**
固定資産売却益	13,741
特別損失	**9,169**
支店閉鎖損失	9,169
税引前当期純損失	**749,654**
法人税、住民税及び事業税	2,540
法人税等調整額	△61,093
当期純損失	**691,102**

株主資本等変動計算書（2023年９月１日から2024年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	389,800	289,800	289,800	179,000	3,292,182	3,471,182	4,150,782	4,150,782
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	5,998	5,998	5,998				11,996	11,996
剰余金の配当					△29,950	△29,950	△29,950	△29,950
当期純損失					△691,102	△691,102	△691,102	△691,102
当期変動額合計	5,998	5,998	5,998	－	△721,052	△721,052	△709,055	△709,055
当期末残高	395,798	295,798	295,798	179,000	2,571,130	2,750,130	3,441,726	3,441,726

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月21日

ホームポジション株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡本　伸吾　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉永　竜也　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ホームポジション株式会社の2023年９月１日から2024年８月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2024年９月19日開催の取締役会において、第三者割当増資による普通株式の発行を決議し、2024年10月７日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年９月１日から2024年８月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月22日

ホームポジション株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　菊地　隆夫 ㊞

監査等委員　長町　真一 ㊞

監査等委員　小林　秀一 ㊞

(注) 常勤監査等委員の菊地隆夫並びに監査等委員の長町真一及び小林秀一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件

現任の監査等委員でない取締役全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、取締役２名を増員し、監査等委員でない取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	伴野（ともの）　博之（ひろゆき）	代表取締役社長	重任
2	海野（うんの）　純子（じゅんこ）	常務取締役	重任
3	堀口（ほりぐち）　幸昌（ゆきまさ）	―	新任
4	山﨑（やまざき）　俊一（としかず）	―	新任

重任　重任取締役候補者　　**新任**　新任取締役候補者

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 **重任**	**伴野　博之**（ともの　ひろゆき） （1960年９月３日）	1979年４月　静岡県警察官奉職 1979年10月　三菱電機㈱静岡製作所入社 1980年３月　㈱ミツワ建設入社 1981年２月　大屋敷精密㈱入社 1982年３月　丸の内建設㈱入社 1983年２月　サンホーム工業㈱入社 1987年12月　モア・ハウジングコンポーネント㈱入社　取締役 1989年12月　当社設立 当社代表取締役社長（現任） 2022年１月　伴野アセットマネジメント㈱設立 代表取締役社長（現任）	2,956,000株

（選任理由）

候補者は、当社創業者として、当社発展の礎を築き、牽引してまいりました。不動産業界に長く携わってきており、業界に精通し、高い経営能力を発揮しながらこれまで代表取締役社長として重要な業務執行の意思決定に深く携わってきており、様々な経営課題に取り組んできた経験を勘案し、今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 **重任**	**海野　純子**（うんの　じゅんこ） （1972年２月８日）	1994年12月　静岡電装㈱入社 1999年10月　当社入社 2010年11月　当社横浜支店長 2014年８月　当社営業施工本部施工管理部長兼横浜支店長 2015年９月　当社営業施工部門施工管理部長兼横浜支店長 2016年７月　当社設計施工本部長兼設計施工部長兼横浜支店長 2017年３月　当社取締役設計施工本部長兼設計施工部長 2024年９月　当社常務取締役設計施工本部長（現任）	36,798株

（選任理由）

候補者は、当社で長年にわたり営業から設計施工全般と幅広く業務に携わり、当社の発展に大きく寄与してまいりました。豊富な業務経験はこれまでの協力業者との良好な取引関係維持、発展に重要な役割を果たしてきており、今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 新任	堀口（ほりぐち）　幸昌（ゆきまさ） （1973年4月1日）	1995年４月　㈱中央住宅入社 2013年10月　ケイアイスター不動産㈱入社 同社クリエイティブ本部第二デザイン部長 2017年４月　㈱旭ハウジング社外取締役 同社執行役員 2017年８月　㈱アルス社外取締役 2018年５月　ケイアイプランニング㈱代表取締役（現任） 2021年１月　㈱プレスト・ホーム（現ケイアイプレスト）取締役 2023年８月　㈱エルハウジング取締役（現任） 2024年６月　同社上席執行役員	－株

（選任理由）

候補者は、長年に渡り住宅業界に従事しており、営業から設計施工全般と幅広い知見を有しております。また住宅業界における事業会社での代表取締役の他、複数の企業で取締役を歴任しており、経営の知見も有している事から、当社において監査等委員でない社外取締役として、当社経営陣から独立した立場で客観的、中立の立場から、取締役会等において有益なご意見やご指摘をいただくことにより、取締役会のさらなる機能強化及び中期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 新任	山﨑（やまざき）　俊一（としかず） （1972年11月5日）	2000年４月　トヨタホーム東京㈱入社 2014年６月　㈱アキュラホーム入社 2018年９月　ケイアイスター不動産㈱入社　購買部参与 2019年４月　同社購買部長 2022年４月　同社購買部兼パートナーシップ推進部上席部長 2024年４月　新山形ホームテック㈱取締役（現任） 2024年６月　同社グループ購買部執行役員上席部長（現任） 2024年７月　㈱TAKASUGI取締役（現任）	－株

（選任理由）

候補者は、長年に渡り住宅業界に従事しており、主に部資材の調達、購買において豊富な経験と高い知見を有しております。また住宅業界における、複数の企業で取締役を歴任しており、当社において監査等委員でない社外取締役として、当社経営陣から独立した立場で客観的、中立の立場から、取締役会等において有益なご意見やご指摘をいただくことにより、取締役会のさらなる機能強化及び中期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。

(注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は、2024年８月31日現在の状況を記載しております。なお、2024年10月７日付の、第三者割当による新株式発行により、取締役候補者伴野博之氏は、親会社等に該当しないこととなりました。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者伴野博之氏及び海野純子氏は、当社の大株主であります。
4. 堀口幸昌氏及び山﨑俊一氏は、社外取締役候補者であります。

5. 当社は、堀口幸昌氏及び山﨑俊一氏が監査等委員でない取締役として選任が承認され、監査等委員でない取締役に就任した場合、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
6. 堀口幸昌氏及び山﨑俊一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、両氏が監査等委員でない取締役に就任した場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受け取ることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。堀口幸昌氏及び山﨑俊一氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。また、被保険者の保険料負担はありません。

第2号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員会による経営監督機能強化のため、監査等委員である取締役１名の増員をお願いするものであります。
なお、本議案については、取締役候補者について監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
阿部　和彦（あべ　かずひこ） (1963年10月4日) **新 任**	1987年４月　㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 1994年７月　同行ニューヨーク支店 Vice President 1999年２月　㈱光通信入社 2000年11月　同社執行役員 2002年１月　インテュイット㈱（現弥生㈱）入社 同社執行役員 2003年３月　㈱カプコン入社 2004年４月　同社執行役員経営企画部長 2006年４月　同社常務執行役員 2006年６月　同社取締役最高財務責任者(CFO) 2011年４月　同社取締役専務執行役員海外事業管掌 2013年４月　Japan Society of Northern California 理事（現任） 2016年８月　㈱ネクスト（現㈱LIFULL）入社 2016年10月　同社執行役員グループ経営推進本部長 2019年12月　ＲＰＡホールディングス㈱入社 2020年１月　同社執行役員経営管理本部長 2020年９月　ケイアイスター不動産㈱顧問 2021年６月　同社社外取締役 2022年６月　同社取締役 2023年６月　同社取締役常務執行役員CFOコーポレート経営管掌（現任） ㈱よかタウン監査役 2024年６月　同社取締役（現任）	－株

(選任理由)

候補者は、複数の上場企業においてCFOを歴任しており、長年に渡り経営に従事してきました。
経営および金融・財務のみならず、ガバナンスにおいても豊富な経験、知見を有しております。当社において監査等委員である社外取締役として、当社経営陣から独立した立場で客観的、中立の立場から、取締役会等において有益なご意見やご指摘をいただくことにより、取締役会のさらなる機能強化及び中期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。

(注) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2024年８月31日現在の状況を記載しております。
2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 阿部和彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、阿部和彦氏が監査等委員である取締役として選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
5. 阿部和彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受け取ることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。阿部和彦氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。また、被保険者の保険料負担はありません。

以　上

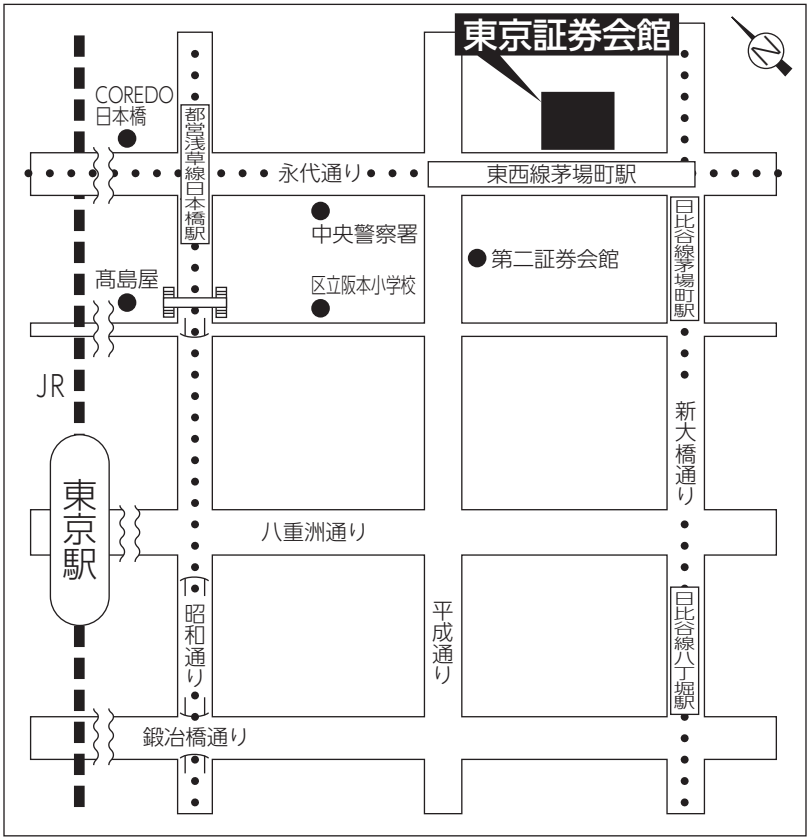
定時株主総会会場ご案内図

会　場

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号　東京証券会館　９階　会議室
TEL 03-3667-9210

交　通

東京メトロ日比谷線・東西線　茅場町駅（８番出口より直結）
東京メトロ銀座線・東西線、都営地下鉄浅草線
日本橋駅（Ｄ２出口）より徒歩５分



FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。